

三木町告示第 97 号

三木町重度障害者福祉タクシー事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 4 日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第 41 号

三木町重度障害者福祉タクシー事業実施要綱の一部を改正する要綱

三木町重度障害者福祉タクシー事業実施要綱（平成 26 年三木町要綱第 26 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

表面

重度障害者福祉タクシー助成券

助 成 券 番 号	第 号
手 帳 番 号	香川県 第 号
氏 名	
有 効 期 限	年 3 月 3 1 日

発行年月日 年 月 日

裏面

タクシー利用の注意事項

1. 使用方法

- ・次のタクシーをご利用下さい。

多田タクシー	Tel : 0120-003-498
三木タクシー	Tel : 0120-898-183
いろはタクシー	Tel : 0120-168-339
三協タクシー	Tel : 0120-818-099

- ・タクシーに乗車されたときは、必ず手帳を乗務員に提示してください。

2. 返還

- ・次の場合は、タクシー助成券を返還してください。

(1) 死亡したとき (2) 町外に転出したとき

乗務員の方へ

- ・この利用券の提出があったときは、乗車料金から助成額を差引いた乗車料金を受け取ってください。
- ・差引いた助成額は、取りまとめ会社を通じて請求してください。

重度障害者福祉タクシー助成券

助 成 額	500 円
有 効 期 限	年 3 月 3 1 日

発行者 三木町長

※タクシー利用 1 回につき複数枚使用できます
※多田タクシー・三木タクシー・いろはタクシー・三協タクシーのみ使用できます

乗 車 日	年 月 日			
取扱業者	運 転 者		集 券 社	